

市内保育所等に在籍する保護者の
勤務先事業者様

保育所・認定こども園等における保育の提供の
縮小期間延長に伴う従業員への配慮について

日頃より、本市の保育行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

現在本市では、県の緊急事態措置を受けて、5月6日まで保育所・認定こども園等の保育の提供を縮小しております。

縮小実施にあたっては、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方やひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方など、どうしても家庭での保育が困難な方のみお預かりしております。

5月7日以降は、国の緊急事態宣言の動向や県知事の方針を踏まえ、対応を決定したいと考えておりますが、国の動向を待つと事前に十分な周知を行うことが困難であると思われます。また、現在報道等では、国の緊急事態宣言の延長が伝えられております。

そのため、本市では、保育所・認定こども園等の保育の提供の縮小期間を5月31日まで延長することとします。

保育所・認定こども園等は複数の大人が出入りし、子ども同士が密集しやすい場所です。在宅勤務等の促進は、感染の拡大を防ぐことだけでなく、従業員のお子様の生命と健康を守ることにもつながります。

事業者の皆様におかれましては、従業員の方の在宅勤務や休暇取得等について、ご配慮いただきますよう重ねてお願ひいたします。

この要請は、法的な強制力を有するものではありませんが、爆発的な感染拡大を防ぎ、社会機能を維持していくために何卒ご理解ご協力をお願ひいたします。

■ 保育の提供の縮小期間の延長 令和2年5月31日（日）まで

令和2年5月1日
宗像市長 伊豆 美沙子